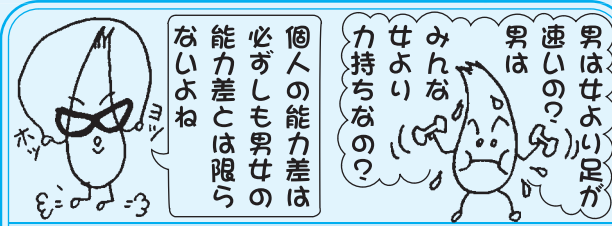
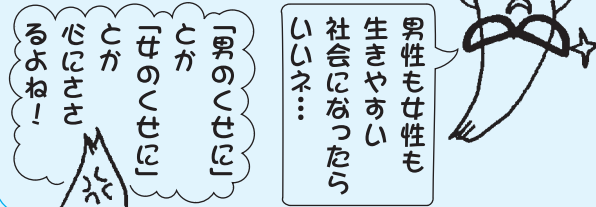




第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。



(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。